

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月8日
【会社名】	日新製鋼ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nisshin Steel Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三喜 俊典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
【電話番号】	該当事項はない。
【事務連絡者氏名】	日新製鋼株式会社 財務部長 藤村 直樹 日本金属工業株式会社 財務部長 郷 誠
【最寄りの連絡場所】	日新製鋼株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 日本金属工業株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号（東京倶楽部ビルディング）
【電話番号】	日新製鋼株式会社 03(3216)5511（代表） 日本金属工業株式会社 03(3500)5647
【事務連絡者氏名】	日新製鋼株式会社 財務部長 藤村 直樹 日本金属工業株式会社 財務部長 郷 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	175,668,405,269円 （注）本届出書提出日において未確定であるため、日新製鋼株式会社（以下「日新」）及び日本金属工業株式会社（以下「日金工」）の平成24年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載している。
【縦覧に供する場所】	該当事項はない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	109,843,923株 (注) 1、2、3、4	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。(注) 5

- (注) 1 . 日新の発行済株式総数994,500,174株（平成24年3月31日時点）及び日金工の発行済株式総数185,605,475株（平成24年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に当社が発行する新株式数は変動することがある。
- 2 . 普通株式は、平成24年3月19日及び平成24年4月27日並びに平成24年5月11日に開催された日新及び日金工の取締役会の決議（統合基本契約締結の承認及び株式移転契約の締結・株式移転計画の作成並びに定時株主総会への付議）並びに平成24年6月26日に開催予定の日新及び日金工の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」）に伴い発行する予定である。
- 3 . 日金工が野村證券株式会社に対して発行した第2回乃至第6回新株予約権は、日金工の平成24年3月19日開催の取締役会において当新株予約権の全部を取得し、消却することに関する決議を行い、平成24年4月2日付にて残存する新株予約権の全部を取得の上、消却した。
- 4 . 日新及び日金工は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）に新規上場申請を行う予定である。
- 5 . 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりである。
 名称 株式会社 証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとする。(注) 1、2

- (注) 1 . 普通株式は、当社の設立日の前日の日新及び日金工の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に対し、日新の普通株式1株に対して0.1株、日金工の普通株式1株に対して0.056株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となる。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であるが、日新及び日金工の最近事業年度末日（平成24年3月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は175,668,405,269円であり、発行価額の総額のうち300億円が資本金に組み入れられる。
- 2 . 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続を行い、平成24年10月1日（予定）より東京証券取引所市場第一部に上場する予定である。
 東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により上場する予定である。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度である。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はない。

【入札によらない募集】

該当事項はない。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はない。

【申込取扱場所】

該当事項はない。

【払込取扱場所】

該当事項はない。

4【株式の引受け】

該当事項はない。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はない。

(2)【手取金の使途】

該当事項はない。

第2【売出要項】

該当事項はない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所（市場第一部）への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」

（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所（市場第一部）への上場を予定している。

第3【その他の記載事項】

該当事項はない。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

日新及び日金工は、平成16年以降、ステンレス事業におけるコスト競争力の強化を実現するため、生産委託をはじめとする種々の連携策を推進してきた。しかし、近年のステンレス業界を取り巻く事業環境は、継続する原料高に加え、アジア地域において各国ステンレスメーカーが生産能力を増強してきたことによる需要と供給の不均衡、超円高が続く中での輸出採算の悪化、国内市場の低迷と輸入鋼材の流入の増大等、ますます厳しいものとなる一方で、新興国市場と新規用途分野で需要が大きく伸びることが期待されるなど、劇的に変化してきている。このような事業環境の構造的変化に対応し、厳しい競争に勝ち抜くため、両社は経営資源を結集してこれを最大限に活用することにより、ステンレス分野における総合力（技術・開発力、販売力、収益力）国内No. 1メーカーとしての地位を確立するだけでなく、グローバル・ステンレストップメーカーへの飛躍に向けて事業基盤を強化する。具体的には、ステンレス生産体制の再編による生産性の向上と、販売部門の集約を通じた国内外の販売機能の強化を柱として、各種施策の具現化に向けた検討を深化し、統合効果を早期かつ着実に発揮できるように取り組んでいく。

(イ) 経営統合の効果

経営資源の統合により強固な経営基盤を築き上げ、ステンレス分野における総合力（技術・開発力、販売力、収益力）国内No. 1メーカーとしての地位を確立し、グローバル・ステンレストップメーカーへの飛躍を遂げながら、国内外の顧客により安定した品質・コスト・サービスを提供するために、以下の目標の実現に取り組んでいく。

日新及び日金工の両社の最終製品の特性と生産ラインの特性を踏まえ、両社の強みを最大限活用した最適な生産体制の組み合わせを構築していく。また、効率的な設備投資の実現により、圧倒的なコスト競争力の実現を目指す。

紐付き販売分野を得意とする日新と店売り市場で定評のある日金工といった、特色ある両社の販売体制・販売網の組み合わせにより、顧客のニーズへの幅広い対応と、ブランド価値の更なる向上を目指す。

日新及び日金工の両社が保有する有形・無形の経営資源を最大限活用し、技術力と開発力を結集することで、顧客に喜ばれる商品の開発と提供に邁進する。

高騰基調にある原料購入面において、統合によるボリューム増加のメリットを享受する。

日新及び日金工の両社の海外ネットワークを活かして伸張する海外市場の需要を捕捉するとともに、顧客のグローバル化の進展と海外生産への移行に対応していく。

当社がこれらの目標を早期に実現し、相乗効果を最大かつ最短で発揮すべく、ステンレス分野において歴史ある鉄鋼メーカーである日新及び日金工の両社が一体となり、総力を挙げて取り組みを進めていく。

なお、以下(ハ)に記載の事業再編により、本株式移転による経営統合（以下「本経営統合」）後、平成28年度を目処に年間130億円規模の統合効果（経常利益ベース）の実現を目指す。本経営統合により期待される統合効果に関しては、製鋼工程の集約に伴う生産の効率化が主体となるが、同集約には一定期間を要するため、販売部門の集約等、早期に発現する統合効果の更なる上積みに関しても、別途統合検討委員会にて共同して検討していく。また、日新の「合理化・総コスト削減プロジェクト」、日金工の「構造改革2011」など、各社で従来から推進しているコスト削減についても、今まで以上に取り組みを強化していく。

主な項目	経常利益への年間効果額 (平成28年度想定)
(製造コスト削減) 製鋼工程の集約効果 熱延工程の能力の最大発揮 冷延工程の最適バランス生産 原料メリット等	約70億円
(販売関連) 紐付き販売・店売り販売の相互補完及び品種構成改善 衣浦ステッセル型熱間圧延機の活用による品質改善等	約25億円
(海外事業) 日新及び日金工の両社の海外拠点を活用した事業展開(アセアン地区他)等	約10億円
(その他) グループ事業の再構築 本社・支社機能の統合等	約25億円
合計	約130億円

(ロ) 経営統合の推進体制

日新及び日金工両社の社長を共同委員長とする統合検討委員会を組織し、本経営統合の推進にあたる。

(ハ) 事業再編の概要

本経営統合完了後、当社傘下の両社の事業は、以下の方法により再編する。

ステンレス生産体制

A) 製鋼工程

日新の周南製鋼所への生産集約を行うものとし、集約が完了した時点において、日金工の衣浦製造所における操業は休止する。

B) 熱延工程

日新・呉製鉄所のタンデム式熱間圧延機、日金工・衣浦製造所のステッセル型熱間圧延機のそれぞれの特徴と能力を最大限発揮することにより、ホットコイルの品質・コスト競争力の向上を図る。

C) 冷延工程

日新及び日金工のそれぞれが保有する設備の特性を生かした最適な生産バランスの確保を図る。

ステンレス販売体制

当社グループにおけるステンレスの販売機能は、当社の成立と同時期に日新に集約する。

その他事業全般

A) グループ事業の再構築

ステンレス鋼管事業、加工事業、物流事業、設備補修・建設事業、ビジネスサポート事業、海外事業を含む各種事業の効率的な運用を目的として、機能集約等の合理化を実施する。

B) 本社・支社機能の統合

当社グループにおける重複拠点の集約等を実施する。また、管理部門については、重複する各種業務を効率的に運用するため、機能集約等を実施する。

(ニ) 経営統合後の再編等

日新及び日金工は、統合効果の最大化のために事業や組織の再編を進め、将来的には共同持株会社たる当社、日新、日金工の早期の合併を目指していく。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	日新製鋼ホールディングス株式会社 (英文名 : Nisshin Steel Holdings Co., Ltd.)		
(2) 事業内容	鉄鋼及び非鉄金属の製造、加工及び販売等を営む子会社等の経営管理並びにそれに附帯関連する事業		
(3) 本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	取締役会長	鈴木 英男	現 日新 取締役会長
	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	三喜 俊典	現 日新 代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)
	代表取締役副社長執行役員	義村 博	現 日金工 代表取締役社長
	取締役副社長執行役員	入江 梅雄	現 日新 代表取締役副社長執行役員
	取締役副社長執行役員	成吉 幸雄	現 日新 代表取締役副社長執行役員
	取締役常務執行役員	南 憲次	現 日新 取締役常務執行役員
	取締役常務執行役員 企業倫理担当役員	小濱 和久	現 日新 取締役常務執行役員 企業倫理担当役員
	取締役常務執行役員 CFO (財務担当最高責任者)	津田 与員	現 日新 取締役常務執行役員 CFO (財務担当最高責任者)
	取締役常務執行役員	内田 幸夫	現 日新 取締役常務執行役員
	取締役常務執行役員	佐々木 雅啓	現 日金工 常務取締役
	常任監査役	杉山 卓	現 日新 常任監査役
	監査役	村岡 浩一	現 日金工 監査役
	監査役 (非常勤)	伊藤 幸宏	現 日新 監査役
監査役 (非常勤)	山川 洋一郎	現 日新 監査役 (非常勤)	
監査役 (非常勤)	羽矢 惇	現 新日鉄エンジニアリング株式会社 取締役相談役	
(5) 資本金	300億円		
(6) 純資産 (連結)	未定		
(7) 総資産 (連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と日新及び日金工の状況は次のとおりである。

日新と日金工は、両社の定時株主総会による承認及び法令に定める関係官庁等の承認等を前提として、平成24年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社（以下「完全親会社」）たる当社を設立することについて合意している。

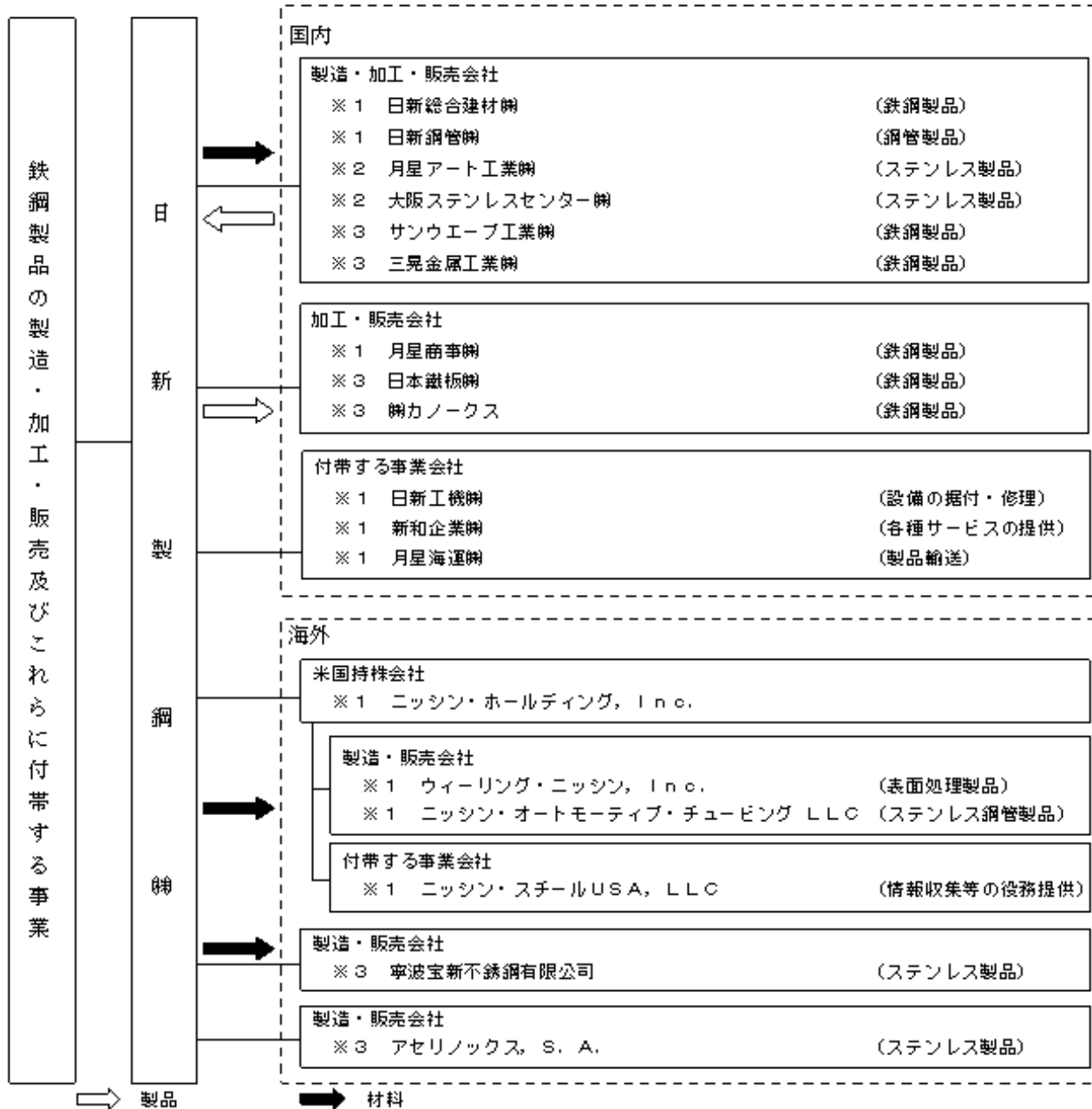
会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役 員 (名)	当社従 業員 (名)			
連結子会社									
日新製鋼株式会社	東京都千代田区	79,913	鉄鋼製品の製造・加工・販売及びこれらに付帯する事業	100	11名	未定	未定	未定	未定
日本金属工業株式会社	東京都千代田区	13,408	ステンレス鋼、耐熱鋼、その他各種金属製品の製造・加工及び販売	100	3名	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、日新及び日金工は、当社の株式移転完全子会社（以下「完全子会社」）となる。当社の完全子会社となる日新及び日金工の最近事業年度末日時点（平成24年3月31日時点）の状況は、次のとおりである。

日新

事業の系統図は、次のとおりである。

(事業区分) (当社) (関係会社) ※1 連結子会社 ※2 非連結子会社 ※3 関連会社



関係会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権所有割合	関係内容	
					役員の兼任	営業上の取引等
連結子会社		百万円		%		
日新総合建材(株)	東京都江東区	1,500	各種建材・軽量型鋼の製造、販売及び鋼材加工	100.0	従業員兼任3名 出向3名	日新製品の一部を加工
日新鋼管(株)	東京都千代田区	1,400	各種鋼管の製造、加工及び販売	100.0	従業員兼任4名 出向2名	日新製品の一部を加工
日新工機(株)	広島県呉市	96	設備・プラントの設計、製作、据付及び修理	100.0	従業員兼任3名	日新の設備の据付及び修理
新和企業(株)	東京都中央区	499	商事、サービス業、ゴルフ場経営及び日新の厚生施設の維持管理	99.6	従業員兼任3名	日新に対する各種サービスの提供
月星海運(株)	大阪府大阪市中央区	462	日新製品を主体とする鉄鋼製品の海上・陸上輸送及び倉庫管理	67.9	従業員兼任2名 出向2名	日新製品の運送及び構内作業
月星商事(株) 3 5 6	東京都中央区	436	鉄鋼製品の加工及び販売	41.2 [27.8]	役員の兼任2名 従業員兼任1名	日新製品の一部を販売
ニッシン・ホールディング、Inc.	Rolling Meadows, Illinois, U.S.A.	百万米ドル 45	米国における事業会社の株式保有	100.0	従業員兼任3名 出向2名	日新と米国内の情報収集等の役務提供の契約を締結
ニッシン・スチールUSA, LLC	Rolling Meadows, Illinois, U.S.A.	0	米国における情報収集等	(間接所有) 100.0	従業員兼任1名 出向1名	米国における情報収集等の役務を提供
ウィーリング・ニッシン、Inc. 1	Follansbee, West Virginia, U.S.A.	71	米国における表面処理鋼板の製造及び販売	(間接所有) 100.0	従業員兼任1名 出向1名	なし
ニッシン・オートモーティブ・チュービングLLC	Versailles, Kentucky, U.S.A.	12	米国における自動車用ステンレスパイプの製造及び販売	(間接所有) 75.0	従業員兼任1名 出向3名	日新製品の一部を加工
持分法適用会社		百万円		%		
日本鐵板(株)	東京都中央区	1,300	鉄鋼製品、金属類、建材などの販売及び加工	50.0	従業員兼任1名	日新製品の一部を販売
サンウエーブ工業(株)	東京都中央区	14,551	家庭用・業務用厨房器具並びにステンレス浴槽など住宅設備機器の製造及び販売	20.0	従業員兼任1名	日新製品の一部を加工
(株)カノックス 2 4	愛知県名古屋市中区	2,310	鉄鋼、鉄鋼加工品、化学製品、機械の販売及び鋼材加工	15.9	従業員兼任1名	日新製品の一部を販売
三晃金属工業(株) 2 4 5	東京都港区	1,980	各種鋼材の加工販売、設備施工請負	15.8 [11.6]	役員の兼任1名	日新製品の一部を加工
寧波宝新不銹鋼有限公司	中華人民共和国浙江省寧波市	百万人民元 3,188	ステンレス冷延製品の製造及び販売	20.0	従業員兼任1名 出向1名	日新製品の一部を加工
アセリノックス、S.A. 4	Santiago de Compostela, Madrid, Spain	百万ユーロ 62	ステンレス製品の製造及び販売	15.3	役員の兼任1名 従業員兼任1名	なし
その他 24社	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 1 特定子会社に該当する。

2. 2 有価証券報告書を提出している。

3. 3 持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としている。

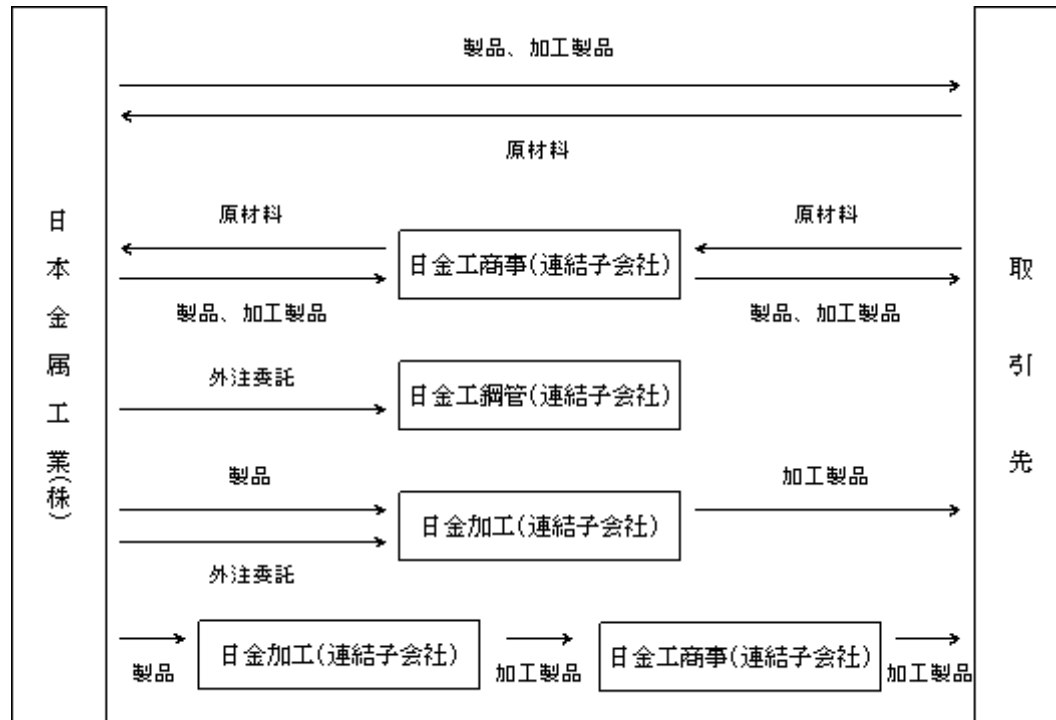
4. 4 持分は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため関連会社としている。
5. 5 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっている。
6. 6 月星商事(株)は、連結売上高に占める売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が10%を超えている。

主要な損益情報等 月星商事(株)

- (1) 売上高 63,513百万円
- (2) 経常利益 634百万円
- (3) 当期純利益 269百万円
- (4) 純資産額 7,028百万円
- (5) 総資産額 35,225百万円

日金工

事業の系統図は、次のとおりである。



関係会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権所有割合	関係内容	
					役員の兼任	営業上の取引等
連結子会社		百万円		%		
日金工商事(株) (注) 1	東京都千代田区	180	ステンレス鋼その他金属製品及び原材料の販売	100.0	役員の兼任 1名	ステンレス製品の販売及び原材料の購入
日金工鋼管(株)	愛知県碧南市浜町	250	ステンレス鋼、耐熱鋼等溶接鋼管の加工	100.0	役員の兼任 1名	ステンレス製品の委託加工
日金加工(株)	愛知県碧南市浜町	80	各種金属製品の加工・販売、染色機械の製造・販売	100.0	役員の兼任 1名	ステンレス製品の販売及び各種委託加工
持分法適用非連結子会社		千\$		%		
NIPPON METAL SERVICES (S)PTE LTD	シンガポール	210	ステンレス鋼表面処理製品の製造・販売	100.0	-	ステンレス製品の販売
NIPPON METAL SERVICES (M)SDN.BHD.	マレーシア	千RM 9,000	ステンレス鋼材の加工・販売	75.0	-	ステンレス製品の販売
持分法適用関連会社		百万円				
新興金属(株)	東京都中央区	118	ステンレス鋼材の加工・販売	38.6	-	ステンレス製品の販売
持分法非適用関連会社		万NT\$				
結進日金工精密金属股?有限公司	台湾	11,100	ステンレス鋼材の販売	48.6	-	ステンレス製品の販売
NTK Jutha-Wan Metal Co., Ltd.	タイ	万THB 700	ステンレス鋼材の販売	47.5	-	ステンレス製品の販売

(注) 1 . 日金工商事(株)は日金工の特定子会社に該当し、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えている。

主要な損益情報等 (1) 売上高 31,313百万円
(2) 経常利益 24百万円
(3) 当期純利益 20百万円
(4) 純資産額 562百万円
(5) 総資産額 7,485百万円

2 . 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はない。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、日新及び日金工は当社の完全子会社になる予定である。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載も参照のこと。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社である日新及び日金工との役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 ア 提出会社の概要」の記載を参照のこと。

ウ 取引関係

当社の完全子会社である日新及び日金工とその関係会社との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載を参照のこと。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はない。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

日新と日金工は、平成24年3月19日付で、共同株式移転の方法により日新及び日金工の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する統合基本契約書を締結した。

また、日新及び日金工は、両社の定時株主総会による承認及び法令に定める関係官庁等の承認等を前提として、平成24年10月1日（予定）をもって、当社を完全親会社、日新及び日金工を完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を、平成24年4月27日付で作成した。なお、日新及び日金工は、同日付で共同株式移転の方法により日新及び日金工の完全親会社となる当社を設立して経営統合することに合意する株式移転契約書を締結した。

本株式移転計画に基づき、日新の普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株、日金工の普通株式1株に対して当社の普通株式0.056株をそれぞれ割当て交付する。

本株式移転計画においては、平成24年6月26日に開催される予定の日新及び日金工の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしている。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されている（詳細については、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載を参照のこと。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

日新製鋼株式会社（以下「甲」という。）と日本金属工業株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本株式移転計画に定めるところに従い、甲及び乙は共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「丙」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（丙の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数、その他丙の定款で定める事項）

1．丙の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的：別紙の定款第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号：「日新製鋼ホールディングス株式会社」とし、英文では「Nisshin Steel Holdings Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店所在地：東京都千代田区とする。

(4) 発行可能株式総数：4億3,000万株とする。

2．前項に掲げるもののほか、丙の定款で定める事項は別紙の定款に記載のとおりとする。

第3条（丙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

丙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、以下のとおりとする。

(1) 設立時取締役

鈴木 英男

三喜 俊典

義村 博

入江 梅雄

成吉 幸雄

南 憲次

小濱 和久

津田 与員

内田 幸夫

佐々木 雅啓

(2) 設立時監査役

杉山 卓

村岡 浩一

伊藤 幸宏

山川 洋一郎

羽矢 惇

(3) 設立時会計監査人

新日本有限責任監査法人

第4条（丙が株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1．丙は、本株式移転に際して、甲及び乙の株主に対して、それぞれの所有する普通株式に代わり、()丙の成立の日の前日最終時点における甲の発行済株式総数に0.1を乗じて得た数及び()丙の成立の日の前日最終時点における乙の発行済株式総数に0.056を乗じて得た数の合計に相当する数の丙の普通株式を交付する。

2．丙は、本株式移転に際して、前項の丙の普通株式を、丙の成立の日の前日最終の甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取を請求する甲又は乙の株主については、当該株主に代えて、甲の株式については甲が、乙の株式については乙が株主として記載又は記録されているものとみなす。）、その有する甲又は乙の普通株式に代わり、以下のとおり割り当てる。

(1) 甲の株主については、その有する甲の普通株式1株につき、丙の普通株式0.1株。

(2) 乙の株主については、その有する乙の普通株式1株につき、丙の普通株式0.056株。

なお、甲又は乙の株主に交付しなければならない丙の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

3．丙における単元株式数は100株とする。

第5条（丙の設立時の資本金及び準備金）

丙の設立時における資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 資本金の額：300億円

(2) 資本準備金の額：75億円

(3) 利益準備金の額：0円

第6条（丙の成立の日）

丙の設立の登記をすべき日（以下「丙の成立の日」という。）は、平成24年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙間で協議の上、これを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

- 1．甲は、平成24年6月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2．乙は、平成24年6月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3．本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙間で協議の上、前二項に定める定時株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場）

丙は、丙の成立の日において、その発行する普通株式を株式会社東京証券取引所へ上場することを予定している。

第9条（株主名簿管理人）

丙の株主名簿管理人としての業務その他丙の株式又は新株予約権に関する業務は、三菱UFJ信託銀行株式会社に委託するものとする。

第10条（善管注意義務）

甲及び乙は、本株式移転計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行わせる。甲及び乙は、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為及び子会社の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙間で協議し、甲乙合意の上でこれを行い、又は子会社をしてこれを行わせるものとする。

第11条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第7条に定める甲又は乙の本株式移転計画承認株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認が得られない場合、又は法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合は、その効力を失うものとする。

第12条（事情変更）

本株式移転計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、甲及び乙のいずれかの財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙間で協議の上、本株式移転計画の条件その他の内容を変更し又は中止することができる。

第13条（協議事項）

本株式移転計画に定めるもののほか、本株式移転計画に定めのない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙にて別途協議の上定めるものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月27日

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
甲 日新製鋼株式会社
代表取締役社長 三喜 俊典

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
乙 日本金属工業株式会社
代表取締役社長 義村 博

別紙

定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、日新製鋼ホールディングス株式会社と称し、英文ではNisshin Steel Holdings Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1．鉄鋼の製造、加工及び販売
- 2．非鉄金属及び合金の製造、加工及び販売
- 3．非金属製品の製造、加工及び販売
- 4．各種建設工事の設計、施工、監理及び請負
- 5．建築資材の製造、加工及び販売
- 6．金属加工用、工作用、搬送用及び廃棄物処理用設備機器並びに産業用機械器具、電気機械器具、精密機械器具、事務用機器の設計、製作、据付、保守、修理、販売及びリース
- 7．製鉄プラントの設計、製作、据付、保守及び修理
- 8．情報処理及び通信システムの開発及び販売並びに情報処理サービスの提供
- 9．廃棄物の処理及び再生事業
- 10．不動産の売買、賃貸及び管理並びにスポーツ施設の運営
- 11．前各号に関連するエンジニアリング、コンサルティング及び技術、ノウハウの販売
- 12．前各号に附帯関連する事業

当社は、前項各号の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1．取締役会
- 2．監査役
- 3．監査役会
- 4．会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、4億3,000万株とする。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 3．次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規則）

第11条 当会社の株式に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

（招集）

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）

第14条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。

社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

前項の場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

（選任方法）

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって会長及び社長各1名を定めることができる。

（取締役会の招集通知）

第22条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第5章 監査役及び監査役会

（員数）

第27条 当社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

第28条 監査役は、株主総会で選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役及び常任監査役）

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

監査役会は、必要に応じ、その決議によって常任監査役を定めることができる。

（監査役会の招集通知）

第31条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第6章 計算

（事業年度）

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第36条 当社は、剰余金の配当、自己の株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

（剰余金の配当の除斥期間）

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

（最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成25年3月31日までとする。

（最初の取締役及び監査役の報酬等）

第2条 第25条及び第33条の規定にかかわらず、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役につき年額金650百万円以内とし、監査役につき年額金135百万円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削るものとする。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	日新	日金工
株式移転比率	1.00	0.56

(注1) 本株式移転に伴い、日新の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.1株を、日金工の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.056株をそれぞれ割当て交付する。なお、本株式移転により日新又は日金工の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額を支払う。ただし、上記株式移転比率は、日新及び日金工の事業、資産又は負債の状況に重大な変更が生じた場合などにおいては、両社協議の上、変更することがある。

(注2) 日新及び日金工の単元株式数は1,000株であるが、当社の単元株式数は100株とする。

(注3) 当社が発行する新株式数(予定): 普通株式109,843,923株

上記新株式数については、平成24年3月31日時点における日新の発行済株式総数994,500,174株及び日金工の発行済株式総数185,605,475株に基づき算定した株式数であり、実際に当社が発行する新株式数は変動することがある。

(注4) 100株未満の当社の株式の割当てを受ける日新又は日金工の株主は、係る割当てられた株式を金融商品取引所において売却することができないが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、当社に対し、単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度を利用することが可能である。

- ・単元未満株式の買増制度

株主が保有することとなる当社の株式の単元未満株式と合わせて単元株式数となるよう、当社に対して株式を売り渡すことを請求できる制度である。

- ・単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取るとを請求できる制度である。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

日新及び日金工は、本経営統合の株式移転比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式移転比率に関する財務分析を依頼し、日新は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー」)及びみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)をそれぞれ起用した。また、日金工は、GCAサヴィアン株式会社(以下「GCAサヴィアン」)及び野村証券株式会社(以下「野村証券」)をそれぞれ起用した。これらの財務アドバイザーによる株式移転比率に関する財務分析の概要については以下のとおりである。

なお、日新及び日金工が、それぞれの財務アドバイザーに対して提出したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」)による分析の基礎となる利益推移の試算には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれている。これは主として、東日本大震災やタイ洪水、欧州危機等の影響を受けた市況の回復、コスト改善の進展等の要素を織り込んでいることによるものである。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、日新及び日金工のそれぞれについて、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析に基づく複数の分析結果を総合的に勘案の上、本経営統合の株式移転比率の分析を行っている。

各手法における本株式移転に関する株式移転比率の評価結果の概要は、以下のとおりである。以下の評価レンジは、日新の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の日金工の1株当たりの株式価値の評価レンジを記載したものである。

なお、市場株価分析については、平成24年3月15日を算定基準日(以下「基準日」)として、東京証券取引所における基準日から1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前のそれぞれの期間の株価終値の平均値、並びに「日新製鋼(株)と日本金属工業(株)の経営統合に向けた検討開始について」が公表された平成23年11月15日の前営業日である平成23年11月14日を算定基準日(以下「基準日」)として、東京証券取引所における基準日から1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前のそれぞれの期間の株価終値の平均値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用した。また、DCF分析については、日新から提供された各社の財務予測を分析の基礎とした。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価分析(基準日)	0.55~0.58
市場株価分析(基準日)	0.57~0.61
類似企業比較分析	0.48~0.65

DCF分析	0.34～0.71
-------	-----------

株式移転比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については後記（注1）を参照のこと。

みずほ証券は、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法による分析を行った。各手法における評価レンジは以下のとおりである。なお、下記の株式移転比率の評価レンジは、日新の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の日金工の1株当たりの株式価値の評価レンジを記載したものである。また、市場株価基準法については、平成24年3月15日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用した。なお、DCF法については、日新から提供された各社の財務予測を算定の基礎とした。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価基準法	0.54～0.58
類似企業比較法	0.26～0.64
DCF法	0.47～0.75

株式移転比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については後記（注2）を参照のこと。

GCAサヴィアンは、日新及び日金工のそれぞれについて、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析を行い、両社の1株あたり株式価値の算定及び係る算定結果を総合的に勘案して本経営統合の株式移転比率の分析を実施した。

市場株価分析については、平成24年3月16日（以下「基準日」）を基準日として、東京証券取引所における基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、並びに「日新製鋼(株)と日本金属工業(株)の経営統合に向けた検討開始について」が発表された平成23年11月15日の前営業日である平成23年11月14日（以下「基準日」）を基準日として、東京証券取引所における基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値を算定の基礎とした。また、DCF分析については、日金工から提供された各社の財務予測を算定の基礎とした。

GCAサヴィアンによる本統合における株式移転比率の評価結果の概要は、以下のとおりである（日新の株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による評価レンジを記載している。）。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価分析（基準日）	0.52～0.58
市場株価分析（基準日）	0.57～0.61
類似企業比較分析	0.29～0.54
DCF分析	0.49～0.56

株式移転比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については後記（注3）を参照のこと。

野村證券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法及びDCF法による分析を行った。

各手法における算定結果は以下のとおりである。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、日新の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の日金工の1株当たりの株式価値の算定レンジを記載したものである。なお、市場株価平均法については、平成24年3月16日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用した。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.52～0.58
類似会社比較法	0.21～0.44
DCF法	0.41～0.61

株式移転比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については後記（注4）を参照のこと。

（注1）三菱UFJモルガン・スタンレーは、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明並びにその基礎となる株式移転比率の分析に際し、日新及び日金工の両社から提供を受け又は両社と協議した情報、三菱UFJモルガン・スタンレーが検討の対象とした又は三菱UFJモルガン・スタンレーのために検討されたその他一切の情報、及び

一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また株式移転比率の分析に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱UFJモルガン・スタンレーに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていない(また、独自にその検証を行う責任も義務も負っていない)。

また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債(簿外資産、負債、その他偶発債務を含む。)に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けていない。

加えて、両社の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としている。そして、三菱UFJモルガン・スタンレーは、係る分析若しくは予測(シナジー効果を含む。)又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではない。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレーの同意見書及び分析は、日新の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、日新取締役会が本株式移転に係る株式移転比率の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできない。

また、三菱UFJモルガン・スタンレーは、本株式移転について開催される日新の株主総会における日新の株主の議決権行使またはその他の行動に関して意見を述べたり、また、本株式移転への賛同を推奨したりするものでもない。

三菱UFJモルガン・スタンレーの同意見書及び分析は、同意見書又は分析の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレーが入手可能な情報に基づくものである。

同意見書又は分析の時点以降に発生する事象が意見又は分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において意見若しくは分析の内容に与える影響が明らかではない事象があるが、三菱UFJモルガン・スタンレーは、その意見又は分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではない。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、本株式移転に関し、そのサービスに対し、日新からその相当部分について本株式移転の完了を条件とする手数料を受領する。

(注2) みずほ証券は、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明並びにその基礎となる株式移転比率の分析に際し、日新及び日金工の両社から提供を受け又は両社と協議した情報、みずほ証券が検討の対象とした又はみずほ証券のために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また株式移転比率の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていない(また、独自にその検証を行う責任も義務も負っていない)。

また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債(簿外資産、負債、その他偶発債務を含む。)に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けていない。

加えて、両社の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としている。そして、みずほ証券は、係る分析若しくは予測(シナジー効果を含む。)又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではない。なお、みずほ証券の同意見書及び分析は、日新の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、日新取締役会が本経営統合に係る株式移転比率の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできない。

また、みずほ証券は、本株式移転について開催される日新の株主総会における日新の株主の議決権行使又はその他の行動に関して意見を述べたり、また、本株式移転への賛同を推奨したりするものでもない。

みずほ証券の同意見書及び分析は、同意見書又は分析の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてみずほ証券が入手可能な情報に基づくものである。同意見書又は分析の時点以降に発生する事象が意見又は分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において意見若しくは分析の内容に与える影響が明らかではない事象があるが、みずほ証券は、その意見又は分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではない。

みずほ証券は、本株式移転に関し、そのサービスの対価として日新から手数料を受領する。

(注3) GCAサヴィアンは、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明並びにその基礎となる株式移転比率の分析・算定に際し、日新及び日金工の両社から提供を受け又は両社と協議した情報、GCAサヴィアンが検討の対象とした又はGCAサヴィアンのために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また株式移転比率の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でGCAサヴィアンに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていない(また、独自にその検証を行う責任も義務も負っていない)。

また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債(簿外資産、負債、その他偶発債務を含む。)に関して独自の評価・

査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けていない。

加えて、両社の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としている。そして、G C Aサヴィアンは、係る分析若しくは予測（シナジー効果を含む。）又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではない。

なお、G C Aサヴィアンの同意見書及び分析は、日金工の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、日金工取締役会が本株式移転に係る株式移転比率の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできない。

また、G C Aサヴィアンは、本株式移転について開催される日金工の株主総会における日金工の株主の議決権行使又はその他の行動に関して意見を述べたり、また、本株式移転への賛同を推奨したりするものでもない。

G C Aサヴィアンの同意見書及び分析は、同意見書又は分析の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてG C Aサヴィアンが入手可能な情報に基づくものである。

同意見書又は分析の時点以降に発生する事象が意見又は分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において意見若しくは分析の内容に与える影響が明らかではない事象があるが、G C Aサヴィアンは、その意見又は分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではない。

G C Aサヴィアンは、本株式移転に関し、そのサービスに対し、日金工からその相当部分について本株式移転の完了を条件とする手数料を受領する。

- （注４）野村證券は、株式移転比率の算定に際して、日新及び日金工の両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていない。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含む。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていない。加えて、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含む。）については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としている。

算定の経緯

上記のとおり、日新は三菱UFJモルガン・スタンレー及びみずほ証券に、日金工はGCAサヴィアン及び野村證券による本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該財務アドバイザーから提出された株式移転比率についての専門家としての算定結果及び助言を参考に、それぞれ、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式移転比率が妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成24年3月19日に開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意した。なお、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、日新及び日金工両社の協議により変更することがある。

財務アドバイザーとの関係

日新の財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー及びみずほ証券、日金工の財務アドバイザーであるGCAサヴィアン及び野村證券は、それぞれ日新及び日金工の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しない。

なお、野村證券は日金工が発行する第2回乃至第6回新株予約権を有していたが「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式（注）3」に記載のとおり、日金工は平成24年4月2日において野村證券より同新株予約権を取得し、消却した。

公平性を担保するための措置

日新は、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成24年3月16日付にて、三菱UFJモルガン・スタンレー及びみずほ証券から、それぞれ上述の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が日新株主にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している。また、日金工は、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成24年3月19日付にて、GCAサヴィアン及び野村證券から、それぞれ記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が日金工にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している。

利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、日新と日金工の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じていない。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

日新及び日金工の単元株式数は1,000株であるが、当社の単元株式数は100株である。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

日新又は日金工の株主が、その有する日新の普通株式又は日金工の普通株式につき、日新又は日金工に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催予定の日新又は日金工の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ日新又は日金工に対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、日新又は日金工が、上記株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要がある。

議決権の行使の方法について

（日新）

議決権の行使の方法としては、平成24年6月26日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法がある。また、郵送、インターネット等によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成24年6月25日午後5時までに議決権を行使することが必要となる。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日新に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となる。

インターネット等による議決権の行使は、日新の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスし、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権を行使

することが必要となる。

議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱い、議決権行使書用紙により議決権を行使し、インターネット等でも議決権を行使した場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとする。また、インターネット等で議決権行使を複数回行った場合は、最後の議決権行使を有効なものとする。

なお、管理信託銀行等の名義株主（常任代理人を含む。）については、東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込んだ場合には、上記定時株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームを利用することができる。

（日金工）

議決権の行使の方法としては、平成24年6月26日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法がある。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成24年6月25日午後5時45分までに議決権を行使することが必要となる。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日金工に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となる。

議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱う。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の株式は、平成24年9月30日（予定）の最終の日新及び日金工の株主名簿に記載又は記録された株主に割当てられる。

株主は、自己の日新又は日金工の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができる。

（2）組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

日新及び日金工は、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないので、該当事項はない。

7【組織再編成に関する手続】

（1）組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、（ ）株式移転計画、（ ）会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、（ ）日新においては日金工、日金工においては日新の最終事業年度に係る計算書類等の内容、（ ）日新においては日金工、日金工においては日新の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象、並びに（ ）日新においては日新、日金工においては日金工の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載した書面を、日新及び日金工の本店に平成24年6月11日よりそれぞれ備え置く予定である。

（ ）の書類は、平成24年4月27日開催の日新及び日金工の取締役会において承認された本株式移転計画である。（ ）の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類である。（ ）の書類は、日新においては日金工の平成24年3月期、日金工においては日新の平成24年3月期の計算書類等に関する書類である。（ ）の書類は、日新においては日金工の平成24年3月期、日金工においては日新の平成24年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類である。（ ）の書類は、日新においては日新の平成24年3月期、日金工においては日金工の平成24年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類である。

これらの書類は、それぞれ日新又は日金工の本店で閲覧することができる。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記（ ）乃至（ ）に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置く。

（2）株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成24年3月19日	統合基本契約の締結（両社）
平成24年3月31日	株主総会基準日（両社）
平成24年4月27日	株式移転契約の締結及び株式移転計画の作成（両社）

平成24年6月26日(予定) 株式移転計画承認時株主総会(両社)
平成24年9月26日(予定) 東京証券取引所上場廃止日(両社)
大阪証券取引所上場廃止日(日新)
名古屋証券取引所上場廃止日(日新)
福岡証券取引所上場廃止日(日新)
平成24年10月1日(予定) 当社設立登記日(本株式移転効力発生日)
当社株式上場日

ただし、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、日新及び日金工両社の協議の上、日程を変更する可能性がある。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
株式について

日新又は日金工の株主が、その有する日新の普通株式又は日金工の普通株式につき、日新又は日金工に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催予定の日新又は日金工の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ日新又は日金工に通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、日新及び日金工が、上記株主総会の決議の日(平成24年6月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要がある。

新株予約権及び新株予約権付社債について

日新及び日金工は、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないので、該当事項はない。

第2【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はない。

2 組織再編成後の当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はない。また、当社の主要な経営指標等の見込の記載は困難であり、また、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため、記載していない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の主要な経営指標等は、それぞれ次のとおりである。

日新

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第128期	第129期	第130期	第131期	第132期
決算年月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
売上高（百万円）	649,494	617,399	441,486	545,353	557,864
経常利益又は経常損失（ ） （百万円）	54,546	12,382	53,774	18,536	4,688
当期純利益又は当期純損失 （ ）（百万円）	32,191	25,483	61,716	12,048	4,868
包括利益（百万円）	-	-	-	795	9,266
純資産額（百万円）	361,463	260,640	205,301	205,095	193,485
総資産額（百万円）	818,310	722,270	670,350	663,867	627,428
1株当たり純資産額（円）	393.01	282.23	220.56	219.94	206.75
1株当たり当期純利益金額又 は当期純損失金額（ ） （円）	35.37	28.15	68.28	13.33	5.39
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（％）	43.5	35.3	29.7	29.9	29.8
自己資本利益率（％）	8.8	-	-	6.1	-
株価収益率（倍）	9.8	-	-	13.4	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	26,545	25,809	25,757	24,426	42,075
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	49,181	62,251	29,986	30,118	25,102
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	26,968	58,534	7,396	16,074	16,894
現金及び現金同等物の期末残 高（百万円）	18,166	39,626	41,759	18,383	18,235
従業員数（人）	6,210	6,216	6,143	6,074	5,989

（注）1．売上高には消費税等を含んでいない。

2．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していない。

3．金額については、表示単位未満を切り捨てて表示している。

4．第132期については、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づくものである。

日金工

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第113期	第114期	第115期	第116期	第117期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高（百万円）	189,546	120,140	75,705	93,203	81,530
経常利益又は経常損失（ ）（百万円）	9,844	16,641	5,916	320	6,422
当期純利益又は当期純損失 （ ）（百万円）	6,002	8,931	6,410	336	6,724
包括利益（百万円）	-	-	-	93	6,911
純資産額（百万円）	38,585	25,539	21,335	22,098	15,187
総資産額（百万円）	131,569	90,255	90,016	90,844	79,104
1株当たり純資産額（円）	229.57	154.67	123.25	121.73	83.66
1株当たり当期純利益金額又 は当期純損失金額（ ）（円）	35.15	53.37	37.76	1.92	37.05
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額（円）	-	-	-	1.92	-
自己資本比率（%）	29.3	28.3	23.7	24.3	19.2
自己資本利益率（%）	15.7	-	-	1.5	-
株価収益率（倍）	9.1	-	-	49.4	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	8,145	6,834	2,431	549	153
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	2,870	233	2,718	1,644	2,485
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	8,513	1,021	1,138	1,297	2,689
現金及び現金同等物の期末残 高（百万円）	3,602	9,192	5,201	4,307	3,952
従業員数（人）	837	857	839	822	818

（注）1．売上高には、消費税等を含んでいない。

2．第113期、第114期、第115期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。また、第117期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3．第117期については、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づくものである。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はない。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりである。

2【沿革】

平成23年11月15日 日新及び日金工は、経営統合に向けた検討開始について合意。

平成24年3月19日 日新と日金工は、共同株式移転の方法により当社を設立することについて合意し、統合基本契約を締結。

平成24年4月27日 日新と日金工は、両社株主総会の承認及び法令に定める関係官庁等の承認等を前提として、株式移転契約を締結並びに株式移転計画を作成。

平成24年5月11日 日新と日金工は、それぞれの株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議。

平成24年6月26日 日新及び日金工の定時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定。

平成24年10月1日 日新及び日金工が株式移転の方法により当社を設立する予定。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定。

なお、日新及び日金工の沿革については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）記載のとおりである。

3【事業の内容】

当社は、鉄鋼及び非鉄金属の製造、加工及び販売等を営む子会社等の経営管理並びにそれに附帯関連する事業を行う予定である。

また、完全子会社となる日新及び日金工の事業の内容は以下のとおりである。

(1) 日新

日新グループ（日新及び日新の関係会社、会社数41社）が営んでいる事業は、主として鉄鋼製品の製造・加工・販売及びこれらに附帯する事業であり、日新と主要な関係会社の当該事業における位置付けは次のとおりである。

日新が鉄鋼製品の全般について製造・販売を行っている。

日新総合建材(株)、日新鋼管(株)、サンウエーブ工業(株)及び三晃金属工業(株)が日新より材料の供給を受けて鉄鋼製品の一部を製造・加工・販売している。また、月星アート工業(株)及び大阪ステンレスセンター(株)がステンレス製品の一部を製造・加工・販売している。

月星商事(株)、日本鐵板(株)及び(株)カノークスが日新製品の一部を加工・販売している。

日新工機(株)、新和企業(株)及び月星海運(株)が鉄鋼製品の製造・加工・販売に附帯する事業を行っている。

持株会社ニッシン・ホールディング、Inc. が米国において日新の米国子会社株式を保有している。

ウィーリング・ニッシン、Inc. が米国において表面処理製品の製造・販売を行っている。また、ニッシン・オートモーティブ・チュービング LLC が米国において日新より材料の供給を受けてステンレス鋼管製品の製造・販売を行っている。

ニッシン・スチールUSA, LLC が米国において情報収集等を行っている。

寧波宝新不銹鋼有限公司が中国において日新より材料の供給を受けてステンレス製品の製造・販売を行っている。

アセリノックス、S.A. は、スペインのステンレス鋼の製造・販売の一貫メーカーであり、ステンレス製品の製造・販売を行っている。同社グループは、スペインに加え米国、南アフリカ等にステンレス鋼の製造拠点を構えている。

(2) 日金工

日金工グループは、日金工、子会社5社、関連会社3社で構成され、主な事業内容は、ステンレス鋼、耐熱鋼、その他各種金属製品の製造・加工・販売である。

日金工グループの事業に係わる位置づけ及び事業部門との関連を示すと次のとおりである。

（ステンレス鋼、耐熱鋼の製造・販売部門）

熱延製品（厚板・中板・コイル）、冷延製品（中板・薄板・極薄板・コイル・フープ）の製造・販売

<主な関係会社>

日金工商事㈱

（各種二次加工製品の製造・加工・販売部門）

ステンレス鋼、耐熱鋼等溶接鋼管、一般配管、水道用鋼管、条鋼、塗装ステンレス、紙管巻、プレスプレート用材、精密ラース加工品、ステンレス鋼表面処理製品、その他各種金属製品の加工・販売

<主な関係会社>

日金工鋼管㈱、日金加工㈱、日金工商事㈱

（その他の部門）

染色機械、化学及び医療機器等の製造・販売

<主な関係会社>

日金加工㈱

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はない。当社の完全子会社となる日新及び日金工の関係会社の状況については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」を参照のこと。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定である。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる日新及び日金工の平成24年3月31日現在の従業員の状況は以下のとおりである。

日新

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
鉄鋼	5,989

（注）1 従業員数は就業人員数であり、連結子会社以外への出向者、嘱託、雇員、臨時員は含まれていない。

2 臨時従業員数は、就業員総数の100分の10未満のため記載を省略している。

日金工

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業	818

（注）1 従業員数は、連結会社以外への出向者を除いた就業人員である。

2 臨時従業員数は、就業員総数の100分の10未満のため記載を省略している。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新においては平成23年8月5日、平成23年11月11日及び平成24年2月8日提出、日金工においては平成23年8月11日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）を参照のこと。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新においては平成23年8月5日、平成23年11月11日及び平成24年2月8日提出、日金工においては平成23年8月11日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）を参照のこと。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新においては平成23年8月5日、平成23年11月11日及び平成24年2月8日提出、日金工においては平成23年8月11日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）を参照のこと。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されていないが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定される。さらに、当社は本株式移転により日新及び日金工の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定される。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)及び(3)のとおりである。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものである。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成24年10月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を日新及び日金工で進めているが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性がある。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) 日新の事業等のリスク

日新グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のものがあり、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があるものと考えている。

災害、事故等に起因する事業活動への影響

製造所をはじめとする日新グループの事業所において、台風・地震等の自然災害、電力・用水等ユーティリティの供給停止、又は新型インフルエンザ等の感染症蔓延など、日新グループによる制御が不能である事態が発生した場合には、事業活動に支障が生じ、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

また、事故及び突発的な事象等（設備事故、労働災害、システム障害、品質問題、情報流出等）の防止対策には万全を尽くしているが、万一重大な事故及び突発的な事象等が発生した場合には、事業活動に支障が生じ、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

製品の販売価格及び販売数量の動向

日新グループの販売している鉄鋼製品の販売価格及び販売数量は、最終消費財の需要、国際市場の動向や競合他社との

競争等の影響を受け、特に、主要な需要分野である自動車、建材、電機の需要動向に大きく影響される。

製品の販売価格及び販売数量の変動は、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

原材料の価格及び需給の動向

日新グループが生産する鉄鋼製品の原材料（鉄鉱石、石炭、重油、ニッケル、クロム、モリブデン等）の価格及び需給、また、その輸送に係る海上運賃は、国際的な市況や需給動向に大きく影響される。

原材料の価格及び需給や海上運賃の変動は、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

為替相場の変動

日新グループの原材料調達、販売等の営業活動、海外事業等による外貨建資産及び負債は、為替相場の変動の影響を受けている。

日新は為替予約等を実施しているが、変動リスクを完全に排除することは困難であり、為替相場の変動は、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

金利の変動

日新グループは有利子負債を保有しているため、金利の変動、その他金融情勢の変化は、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。なお、借入金の一部については特例要件の処理を満たす金利スワップ取引を利用している。

投資有価証券の価値下落

日新グループは市場性のある株式等を保有しており、最近連結会計年度末における投資有価証券残高は約1,030億円である。また、投資有価証券の他に株式、債券等で構成される年金資産を約700億円保有している。

株式市場の動向が投資有価証券の価値に影響を及ぼすため、株価に変動があった場合には、保有有価証券に評価損が発生し、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

退職給付債務の変動

日新グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待収益率に基づいて算出される。

実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合には、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

たな卸資産の価値下落

日新グループが保有しているたな卸資産について、収益性の低下に基づき資産価値が下落した場合には、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

固定資産の価値下落

日新グループが保有している固定資産について、時価の下落等に基づき資産価値が下落した場合には、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

環境規制の影響

日新グループは事業活動に関連して発生する副産物、廃棄物について、国内外の法規制を遵守し、的確に対応している。将来、二酸化炭素の排出規制等、環境規制が強化された場合には、日新グループの事業活動が制約を受け、日新グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

日金工との経営統合について

日新は、平成24年10月1日に日金工との共同株式移転による経営統合を予定しているが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、日新グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性がある。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

なお、本届出書提出時点では予測できない、国内及び海外の経済状況の変化をはじめとする、上記以外の事象の発生により、日新グループの経営成績及び財政状態に影響を受ける可能性がある。

(3) 日金工の事業等のリスク

日金工グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。

ステンレス鋼材の需給の変動

日金工グループは、事業の100%近くがステンレス鋼・耐熱鋼に関連しているため、国際的なステンレス鋼材の需給変動により、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

原材料価格の変動

ニッケル、クロム、モリブデン、購入屑等の原材料価格が国際的指標価格や資源需給により変動し、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

取引先の需要動向

日金工グループの主要な販売先である建設業界、家電業界、自動車業界の需要の減少により、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

原材料調達

ニッケル、クロム、モリブデン、購入屑等の原材料調達先の業績不振、操業停止等に起因する原材料の供給停止・遅延等により、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

海外情勢

日金工グループの海外売上高は206億円であり、各地域での予期せぬ法令・税制の変更、政治・治安・経済情勢等のリスクにより、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

競合激化

ステンレス生産は中国をはじめ世界的に増加しているが、これら海外メーカーを含む競合先との競争激化により、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

事故等に起因する事業活動の停止

日金工グループの事業所が、大規模な台風・地震等の自然災害に見舞われた場合や重大な設備故障・労働災害等が発生した場合は、事業活動の停止・制約等により、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

環境規制

日金工グループは、事業活動により発生する廃棄物や有害物質等について、環境関連法令の適用を受けながら適切に処理しているが、今後、CO₂排出規制をはじめ、環境基準等が強化された場合、新たな対策費用の発生、操業停止等により、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

コンプライアンス、内部統制

日金工グループは、コンプライアンス（法令遵守）、財務報告の適正性確保をはじめ、適切な内部統制システムを構築し運用しているが、本システムの目的が完全に達成されることを保証するものではない。したがって、将来にわたり法令違反等が発生する可能性は皆無ではない。また法規制等の変更により、法令遵守のための費用が増加し、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

繰延税金資産

日金工グループは、税効果会計の適用に当り、翌期以降の会計上の利益に対応させるべき税金を合理的に見積り繰延税金資産に計上しているが、繰延税金資産の回収可能性の検証結果によっては取崩しにより日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

退職給付債務

日金工グループの退職給付費用及び債務は、期待収益率、割引率等数理計算上で設定される前提条件で算出しているが、これら前提条件の悪化により、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

保有有価証券の価値の変動

最近連結会計年度末における日金工グループの投資有価証券残高は52億円であり、投資先の業績不振、証券市場における市況の悪化等により、評価損が発生し、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

為替相場の変動

日金工グループは、製品の輸出、原料の輸入等で外貨建取引を行っているため、為替相場の変動により、日金工グループの業績に影響が生じる可能性がある。

借入金に係る財務制限条項

日金工が複数の金融機関との間で締結している借入金に係る契約には財務制限条項が定められており、日金工の連結純資産額及び連結経常損益が当該財務制限条項に抵触する場合は、借入先金融機関の請求により、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性がある。

資金調達環境の変化

日金工グループは、金融機関からの借入による資金調達を行っており、金利等の市場環境、資金需給の動向等の外部環境及び日金工グループの業績動向により、金融機関から適時に必要とする借入を行うことができない場合、日金工グループの資金調達に影響が生じる可能性がある。

日新との経営統合について

日金工は、平成24年10月1日に日新との共同株式移転による経営統合を予定しているが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、日金工グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性がある。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

なお、本届出書提出時点では予測できない上記以外の事象により、日金工グループの経営成績及び財務状態に影響を受ける可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新においては平成23年8月5日、平成23年11月11日及び平成24年2月8日提出、日金工においては平成23年8月11日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）を参照のこと。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」を参照のこと。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の研究開発活動については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新においては平成23年8月5日、平成23年11月11日及び平成24年2月8日提出、日金工においては平成23年8月11日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）を参照のこと。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新においては平成23年8月5日、平成23年11月11日及び平成24年2月8日提出、日金工においては平成23年8月11日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）を参照のこと。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新及び日金工の設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新においては平成23年8月5日、平成23年11月11日及び平成24年2月8日提出、日金工においては平成23年8月11日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新及び日金工の主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）を参照のこと。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新及び日金工の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新においては平成23年8月5日、平成23年11月11日及び平成24年2月8日提出、日金工においては平成23年8月11日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）を参照のこと。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成24年10月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定である。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	430,000,000
計	430,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	109,843,923	東京証券取引所 （市場第一部）	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。
計	109,843,923	-	-

（注）日新の発行済株式総数994,500,174株（平成24年3月31日時点）及び日金工の発行済株式総数185,605,475株（平成24年3月31日時点）に基づいて記載している。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成24年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定である。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年10月1日	109,843,923	109,843,923	30,000	30,000	7,500	7,500

(注) 日新の発行済株式総数994,500,174株(平成24年3月31日時点)及び日金工の発行済株式総数185,605,475株(平成24年3月31日時点)に基づいて記載している。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はいないが、当社の完全子会社となる日新及び日金工の平成24年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりである。

日新

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	68	61	518	295	21	43,436	44,400	-
所有株式数 (単元)	1	364,380	14,086	211,928	141,823	34	259,673	991,925	2,575,174
所有株式数の割合(%)	0.00	36.73	1.42	21.37	14.30	0.00	26.18	100.00	-

(注) 自己株式89,139,229株は、「個人その他」に89,139単元及び「単元未満株式の状況」に229株含まれている。なお、この自己株式数は株主名簿上の株式であり、実質的な所有株式数は89,138,229株である。

日金工

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	29	58	220	70	13	19,258	19,649	-
所有株式数 (単元)	10	30,501	3,631	52,695	5,969	67	92,366	185,239	366,475
所有株式数の割合(%)	0.01	16.47	1.96	28.45	3.22	0.04	49.85	100.00	-

(注) 自己株式数4,114,767株は「個人その他」の欄に4,114単元、「単元未満株式の状況」の欄に767株それぞれ含めて記載している。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はいないが、当社の完全子会社となる日新及び日金工の平成24年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりである。

ア 日新

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 89,138,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 902,787,000	902,787	同上
単元未満株式	普通株式 2,575,174	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	994,500,174	-	-
総株主の議決権	-	902,787	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、日新所有の自己株式229株が含まれている。

イ 日金工

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,114,000 (相互保有株式) 普通株式 14,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 181,111,000	181,111	-
単元未満株式	普通株式 366,475	-	-
発行済株式総数	185,605,475	-	-
総株主の議決権	-	181,111	-

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、日金工所有の自己株式767株が含まれている。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株(議決権10個)含まれている。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日（予定）である平成24年10月1日時点において、当社の自己株式を保有していない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の平成24年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりである。
ア 日新

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
日新製鋼株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	89,138,000	-	89,138,000	9.0
計	-	89,138,000	-	89,138,000	9.0

（注）上記のほか、株主名簿上は日新名義となっているが実質的に所有していない株式が1,000株（議決権の数1個）がある。

なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄の普通株式に含まれている。

イ 日金工

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
自己保有株式					
日本金属工業株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号	4,114,000	-	4,114,000	2.2
相互保有株式					
新興金属株式会社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目6番5号	-	14,000	14,000	0.0
計	-	4,114,000	14,000	4,128,000	2.2

（注）他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
加入持株会における共有持分数	日金工取引先持株会	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号

（7）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途については、当社が新設会社であるため未定である。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方については、当社は本株式移転により平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算日を迎えておらず、該当事項はない。

配当の決定機関については、当社は、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定める予定である。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月末日を基準日と定めて剰余金の配当を行うことができる旨及び、中間配当については毎年9月30日を基準日と定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定める予定である。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため株価の推移はないが、当社の完全子会社となる日新及び日金工の株価の推移は以下のとおりである。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

日新

回次	第128期	第129期	第130期	第131期	第132期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	592	418	267	207	181
最低(円)	309	101	122	117	100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

日金工

回次	第113期	第114期	第115期	第116期	第117期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	700	396	250	161	106
最低(円)	265	98	111	55	61

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

日新

月別	平成23年12月	平成24年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	119	133	149	146	140	114
最低(円)	108	112	117	129	108	95

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

日金工

月別	平成23年12月	平成24年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	71	83	82	80	77	63
最低(円)	61	63	70	72	61	52

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5【役員の状況】

平成24年10月1日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下のとおりである。

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日新の株式数 (2) 所有する日金工の株式数 (3) 割当てられる当社の株式数
取締役会長	鈴木 英男	昭和20年3月21日生	昭和43年4月 日新入社 平成7年6月 同社経営企画部長 平成9年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社取締役上席常務執行役員 平成17年4月 同社取締役副社長執行役員 平成18年4月 同社代表取締役社長、CEO（最高経営責任者） 平成23年4月 同社取締役会長 (現在に至る)	(注) 2	(1) 183,000株 (2) 0株 (3) 18,300株
代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）	三喜 俊典	昭和25年9月7日生	昭和50年4月 日新入社 平成14年10月 同社薄板・表面処理事業本部商品開発部長 平成15年6月 同社執行役員 平成19年4月 同社常務執行役員 平成22年6月 同社取締役常務執行役員 平成23年4月 同社代表取締役社長、CEO（最高経営責任者） (現在に至る)	(注) 2	(1) 74,000株 (2) 0株 (3) 7,400株
代表取締役 副社長執行役員	義村 博	昭和23年2月14日生	昭和45年4月 日金工入社 平成13年4月 同社理事衣浦製造所長 平成13年6月 同社取締役 平成15年4月 同社常務取締役 平成18年12月 同社代表取締役常務 平成19年4月 同社代表取締役社長 (現在に至る)	(注) 2	(1) 0株 (2) 135,000株 (3) 7,560株
取締役 副社長執行役員	入江 梅雄	昭和24年1月27日生	昭和46年4月 日新入社 平成12年6月 同社住宅・建材販売部長 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 日新総合建材株式会社 代表取締役社長 平成19年4月 日新常務執行役員 平成23年4月 同社副社長執行役員 平成23年6月 同社代表取締役 副社長執行役員 (現在に至る)	(注) 2	(1) 32,000株 (2) 0株 (3) 3,200株

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日新の株式数 (2) 所有する日金工の株式数 (3) 割当てられる当社の株式数
取締役 副社長執行役員	成吉 幸雄	昭和27年9月17日生	昭和52年4月 日新入社 平成14年4月 同社参与ステンレス事業本部周南製鋼所長 平成15年6月 同社執行役員 平成18年4月 同社常務執行役員 平成20年4月 同社顧問 平成20年6月 日新工機株式会社 代表取締役社長 平成21年4月 日新常務執行役員 平成21年6月 同社取締役常務執行役員 平成23年4月 同社代表取締役 副社長執行役員 (現在に至る)	(注) 2	(1) 42,000株 (2) 0株 (3) 4,200株
取締役 常務執行役員	南 憲次	昭和25年1月5日生	昭和49年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成15年4月 同社参与技術総括部長 平成15年6月 同社取締役 平成17年6月 日新常務執行役員 平成21年6月 同社取締役常務執行役員 (現在に至る)	(注) 2	(1) 76,000株 (2) 0株 (3) 7,600株
取締役 常務執行役員 企業倫理担当役員	小濱 和久	昭和25年9月16日生	昭和49年4月 日新入社 平成13年6月 同社総務部長 平成15年6月 同社執行役員 平成17年4月 サンウエーブ工業株式会社 執行役員専務 平成17年6月 同社取締役専務役員 平成19年6月 同社常務取締役 平成20年4月 同社取締役 日新常務執行役員 平成20年6月 日新取締役常務執行役員 平成21年4月 同社取締役常務執行役員、企業倫理担当役員 (現在に至る)	(注) 2	(1) 62,000株 (2) 0株 (3) 6,200株
取締役 常務執行役員 CFO(財務担当最高責任者)	津田 与員	昭和25年12月27日生	昭和49年4月 日新入社 平成13年6月 同社財務部長 平成15年6月 同社執行役員 平成18年4月 同社常務執行役員、CFO(財務担当最高責任者) 平成18年6月 同社取締役常務執行役員、CFO(財務担当最高責任者) (現在に至る)	(注) 2	(1) 84,000株 (2) 0株 (3) 8,400株

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日新の株式数 (2) 所有する日金工の株式数 (3) 割当てられる当社の株式数
取締役 常務執行役員	内田 幸夫	昭和27年7月21日生	昭和52年4月 日新入社 平成13年6月 同社技術研究所 表面処理研究部長 平成17年4月 同社執行役員 平成20年4月 同社常務執行役員 平成21年6月 同社取締役常務執行役員 (現在に至る)	(注) 2	(1) 35,000株 (2) 0株 (3) 3,500株
取締役 常務執行役員	佐々木 雅啓	昭和31年11月5日生	昭和56年4月 日金工入社 平成19年10月 同社経営企画部長兼 I R 室長 平成21年6月 同社取締役 平成23年4月 同社常務取締役 (現在に至る)	(注) 2	(1) 0株 (2) 39,000株 (3) 2,184株
常任監査役 (常勤)	杉山 卓	昭和15年11月27日生	昭和40年4月 日新入社 平成7年1月 同社財務部長 平成9年6月 同社取締役 平成12年4月 同社常務取締役 平成14年6月 同社常務取締役、C F O (財務担当 最高責任者) 平成15年6月 同社取締役 上席常務執行役員、C F O (財務 担当最高責任者) 平成16年4月 同社取締役 平成16年6月 同社常任監査役 (常勤) (現在に至る)	(注) 3	(1) 92,000株 (2) 0株 (3) 9,200株
監査役 (常勤)	村岡 浩一	昭和30年10月29日生	昭和55年4月 日金工入社 平成21年7月 同社理事財務部長 平成23年5月 同社社長付理事 平成23年6月 同社監査役 (常勤) (現在に至る)	(注) 3	(1) 0株 (2) 8,000株 (3) 448株
監査役	伊藤 幸宏	昭和29年2月3日生	昭和53年4月 株式会社三和銀行入行 平成16年12月 株式会社 U F J 銀行企業部 (東京) 部長兼中小企業室長 平成17年5月 同行執行役員 平成17年10月 株式会社三菱 U F J フィナンシャル・グループ執行役員 株式会社 U F J 銀行執行役員 平成18年1月 株式会社三菱 U F J フィナンシャル・グループ執行役員 株式会社三菱東京 U F J 銀行 執行役員 平成18年6月 エム・ユー・フロンティア 債権回収株式会社常務取締役 (平成21年6月退任) 平成21年6月 日新監査役 (常勤) (現在に至る)	(注) 3	(1) 11,000株 (2) 0株 (3) 1,100株

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日新の株式数 (2) 所有する日金工の株式数 (3) 割当てられる当社の株式数
監査役	山川 洋一郎	昭和16年7月21日生	昭和41年4月 弁護士登録 昭和54年4月 古賀・吉川・山川・中川 法律事務所 (現 古賀総合法律事務所) パートナー (現在に至る) 平成3年9月 ミシガン大学ロースクール 客員教授 (平成4年10月退任) 平成13年6月 株式会社三井住友銀行取締役 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャル グループ取締役 (平成21年6月退任) 平成17年6月 株式会社三井住友銀行取締役 (平成21年6月退任) 平成17年7月 第一生命保険相互会社取締役 (平成21年6月退任) 平成18年6月 日新監査役 (現在に至る) 平成20年6月 大王製紙株式会社監査役 (現在に至る) 平成22年6月 ルネサスエレクトロニクス 株式会社監査役 (現在に至る)	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役	羽矢 惇	昭和20年10月13日生	昭和43年4月 富士製鐵株式会社入社 平成9年4月 新日本製鐵株式会社 参与人事・労政部長 平成9年6月 同社取締役 平成13年4月 同社常務取締役 平成17年4月 同社代表取締役副社長 平成18年7月 新日鉄エンジニアリング 株式会社代表取締役社長 平成23年4月 同社取締役相談役 (現在に至る)	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
計					(1) 691,000株 (2) 182,000株 (3) 79,292株

- (注) 1. 伊藤幸宏、山川洋一郎、羽矢惇の3氏は、社外監査役候補者である。また、当社は、3氏を(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定である。
2. 取締役の任期は、当社の設立日である平成24年10月1日から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
3. 監査役任期は、当社の設立日である平成24年10月1日から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
4. 所有する日新又は日金工の株式数は、平成24年4月30日現在の日新の株式の所有状況及び平成24年3月31日現在の日金工の株式の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載している。よって、実際に当社の設立日までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがある。
5. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において決定している役名及び職名を記載している。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する。なお、会計監査人については、新日本有限責任監査法人を予定している。

内部監査及び監査役制度

当社は新設会社であるため、未定である。

社外役員

当社は伊藤幸宏氏、山川洋一郎氏、羽矢惇氏の3氏を社外監査役の候補者としているが、各候補者と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特段記載すべき事項が生じる予定はない。その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定である。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとする。ただし、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役の報酬等の額は年額650百万円以内とし、監査役の報酬等の額は年額135百万円以内とする旨を定款（附則）で定める予定である。

取締役に関する定款の定め

当社は、取締役の定数を12名以内とする旨を定款で定める予定である。また、取締役の選任の決議要件として、取締役を選任する株主総会について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定である。また、累積投票によらないものとする旨を定款で定める予定である。

監査役に関する定款の定め

当社は、監査役の定数を5名以内とする旨を定款で定める予定である。また、監査役の選任の決議要件として、監査役を選任する株主総会について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定である。

株主総会決議事項

イ) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

当社は、機動的な株主に対する利益還元、資本政策の実行を可能にするため、剰余金の配当、自己の株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定める予定である。

また、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定める予定である。

ロ) 株主総会の特別決議要件を変更した内容及びその理由

当社は、株主総会の特別決議に必要な定足数の確保を確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定である。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定である。なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工のコーポレート・ガバナンスの状況については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）を参照のこと。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の経理の状況については、両社の有価証券報告書（日新においては平成23年6月24日提出、日金工においては平成23年6月23日提出）及び四半期報告書（日新においては平成23年8月5日、平成23年11月11日及び平成24年2月8日提出、日金工においては平成23年8月11日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）を参照のこと。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下の予定である。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取・買増	
取扱場所	(特別口座) ・日新株式を所有していた株主 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ・日金工株式を所有していた株主 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はない。

(注) 当社の株主は、定款の定めにより、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に定める権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となる株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

該当事項はない。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

該当事項はない。

2【損益計算書】

該当事項はない。

3【株主資本等変動計算書】

該当事項はない。

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項はない。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

日新

事業年度 第131期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）平成23年6月24日関東財務局長に提出。

日金工

事業年度 第116期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）平成23年6月23日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

日新

事業年度 第132期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）平成23年8月5日関東財務局長に提出。

事業年度 第132期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第132期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）平成24年2月8日関東財務局長に提出。

日金工

事業年度 第117期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）平成23年8月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第117期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）平成23年11月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第117期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）平成24年2月14日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】日新

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成24年6月8日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成23年6月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、平成23年11月16日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成24年3月21日関東財務局長に提出。

日金工

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成24年6月8日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成23年6月27日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、平成23年11月16日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成24年3月21日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】日新

訂正報告書（上記のうち平成24年3月21日付提出の臨時報告書の訂正報告書）を平成24年5月7日に関東財務局長に提出。

日金工

訂正報告書（上記のうち平成24年3月21日付提出の臨時報告書の訂正報告書）を平成24年5月7日に関東財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日新

日新製鋼株式会社本店

(東京都千代田区丸の内三丁目4番1号)

日新製鋼株式会社大阪支社

(大阪市中央区瓦町三丁目6番5号(銀泉備後町ビル))

日新製鋼株式会社名古屋支社

(名古屋市中区錦二丁目13番19号(瀧定ビル))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

日金工

日本金属工業株式会社本店

(東京都千代田区霞が関三丁目2番6号(東京倶楽部ビルディング))

日本金属工業株式会社大阪支店

(大阪市中央区淡路町三丁目6番3号)

日本金属工業株式会社名古屋支店

(名古屋市中区東桜一丁目9番26号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はない。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はない。

2【取得者の概況】

該当事項はない。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はない。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はいないが、当社の完全子会社となる日新及び日金工の平成24年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりである。

1. 日新

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区丸の内2-6-1	91,242	9.17
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	40,875	4.11
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	27,533	2.77
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸1-2-3	26,500	2.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	24,614	2.48
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	20,597	2.07
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	19,940	2.01
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	17,705	1.78
三和ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿2-1-1	17,334	1.74
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3-7-3	13,394	1.35
計	-	299,737	30.14

(注) 1. 日新は自己株式を89,138千株保有しているが、上記大株主からは除外している。

2. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から平成24年2月21日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、共同保有者4名が平成24年2月15日現在で、以下の株式を所有している旨の報告を受けている。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は、次のとおりである。

氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
住友信託銀行株式会社	40,074,000	4.03
中央三井アセット信託銀行株式会社	10,272,000	1.03
日興アセットマネジメント株式会社	4,636,000	0.47
CMTBエクイティインベストメンツ株式会社	2,051,000	0.21
合計	57,033,000	5.73

3. 上記2のとおり、最近事業年度に係る大量保有報告書(変更報告書)が提出されているが、日新としては、最近事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため、「株主の状況」欄は、株主名簿に基づいて作成している。

2. 日金工

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日金工取引先持株会	東京都千代田区霞が関3-2-6 日本金属工業株式会社内	10,251	5.52
日新製鋼株式会社	東京都千代田区丸の内3-4-1	9,500	5.12
株式会社メタルワン	東京都港区芝3-23-1	6,379	3.44
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	4,526	2.44
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	4,526	2.44
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋1-4-1	4,082	2.20
阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町4-3-9	3,490	1.88
大陽ステンレススプリング株式会社	東京都練馬区三原台1-15-17	3,363	1.81
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	3,218	1.73
丸全昭和運輸株式会社	神奈川県横浜市中区南仲通2-15	3,193	1.72
計	-	52,529	28.30

(注) 1. 日金工取引先持株会所有株式数には、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条により議決権を有しない株式相当数14千株が含まれている。

2. 自己株式4,114千株(2.22%)は上記「株主の状況」から除外している。

当期連結財務諸表に対する監査報告書

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していない。

当期財務諸表に対する監査報告書

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していない。